

住宅の新築・増築・中古住宅の購入をご検討されている皆様へ

# 定住促進住宅 用地取得等補助制度

補助額：取得費・造成費用のなんと5割を補助

住宅の新築用地の購入・造成の場合は・・・

最高 100万円

住宅の増築用地の購入・造成の場合は・・・

最高 50万円



**対象者**（以下のすべての項目に該当する方）

○定住目的で下條村に住宅を新增築する方（下記のア、イに該当する方は除きます）

ア、本拠地が村外にある方

イ、配偶者及び15歳未満の子どもがいるときは、その方が村内に居住していない場合

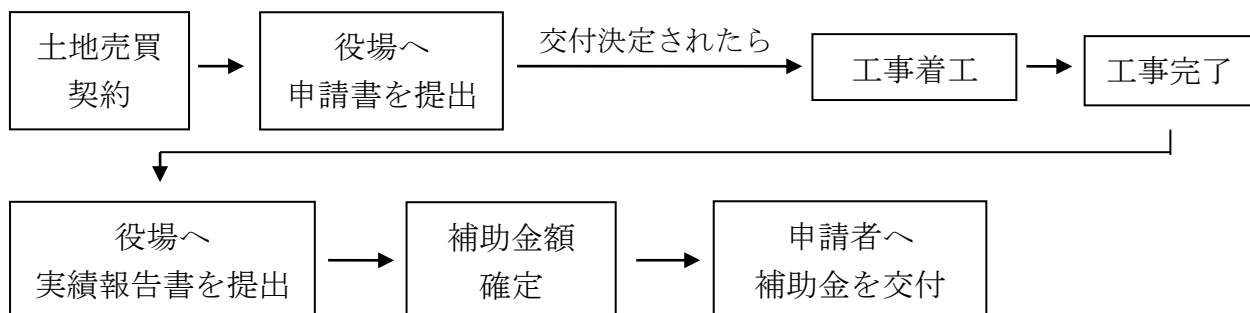
○申請時の年齢が45歳以下（夫婦の場合はどちらかでも可）の方

○下條村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納の無い方

～申請にあたって～

土地購入後1年以内で、住宅建築着手後6ヶ月以内の申請が必要ですので、補助を希望される方は要綱をよく確認された上、お早めに役場 振興課 建設係と、詳しくお打ち合わせください。

## ～申請の流れ～



## 住宅のちょっとした箇所をリフォームしたいという皆様へ

**住宅リフォーム補助金**（村内業者による住宅リフォーム工事に対して**最高20万円** 工事費の**4分の1**を補助）も継続しておりますのでリフォームをする際はご活用ください。こちらも工事着工前に役場へ申請書を提出していただきます。

※ 新增改築補助金との併用はできませんので、お願いします。



問い合わせ先

下條村役場 振興課 建設係

電話：0260-27-2311

FAX：0260-27-3536